2023年5月9日発行

即位・大嘗祭違憲訴訟の会 NEWS

第17号

〒202-0022　東京都西東京市柳沢2-11-13
e-mail：sokudai@mail.zhizhi.net　HP：http://sokudai.zhizhi.net
郵便振替口座：00120-3-293255（即位・大嘗祭違憲訴訟の会）

原告12人の本人尋問（2期日）決定

第14回口頭弁論報告

●進行協議もたれる

２月におこなわれた第13回口頭弁論において、弁護団は原告・学者・被害当事者証人についての人証申請をおこなった。そのときのやりとりでも、すでに意向としては示されていたことだが、中島崇裁判長は、原告本人の証人尋問は認めるが、学者およびその他の証人に関しては「陳述書」で十分であり、直接口頭での証言は必要ないという姿勢に終始した。

弁護団では、引き続きそれらの申請を要求するとともに、学者専門家について、「原告補佐人」という形であらためて申請するという手段をとった。専門家がその知見をもって、原告を「補佐」することができる制度を使おうということであり、他の裁判では採用されたりしているそうだ。これに対して被告･国側は早々に、それは原告に「障害」があるとか、知財関係の事件など特別な事情がある場合に限られるとの、きわめて狭い解釈をして、今回の件では不要であるとの上申書を出してきた。

そうした流れの中で、４月７日に、裁判官、被告代理人、原告代理人と原告当事者が一堂に会して進行協議がもたれた。

私たちはそこで、17人の原告当事者の尋問と、あわせて３人の補佐人の陳述を求め、原告当事者の尋問だけでも、3期日は必要であるとした。補佐人に関しては、裁判長は「本件においては必須ではない」「採用については裁判所の裁量」と言う。弁護団は、民訴法の条文や研究書において、そのような狭い解釈がとられていないはずだと抗議。また、原告からも「書面で十分だと言うが、法廷の場で、口頭で主張を述べることに意味がある」と反論。最終的に裁判所は、「合議はするが難しい」という立場を崩さなかった。

本人尋問期日のお知らせ

国家賠償請求裁判　第15回口頭弁論
（原告本人尋問期日①）
2023年5月31日（水）14時～16時30分

国家賠償請求裁判　第16回口頭弁論
（原告本人尋問期日②）
2023年6月21日（水）14時～16時30分

両日ともに、東京地方裁判所103号法廷

＊原告、支援者のみなさま、体調と相談の上、ぜひ傍聴においでください。30分前には裁判所前にお集まりください。

●法廷終了後、報告集会を開催します

・場所：日比谷図書文化館（日比谷公園内）セミナールームを予定しています。
・時間：16：30以降（法廷終了後、会場にみなさまが集まられたところで開始します）。
・参加費：500円
＊法廷でのやりとりや今後の展開等について、弁護団より説明があります。また、傍聴された皆さまからのご意見やご質問などを受け、共有する場でもあります。ぜひご参加ください。
＊消毒、マスク着用のご協力をお願いします

原告本人の尋問に関しては、一回 150 分（原告側尋問130分、反対尋問および手続き関係20分）で２期日、その枠内で人選するということで、ほぼ合意した。

●第 14 回口頭弁論

４月 12 日、第 14 回口頭弁論。今回から右陪席が交代し、裁判体が変更になったため、更新弁論がおこなわれ、第 18 ～ 21 準備書面があらためて陳述された。木村庸五弁護士（書面 19）は、憲法訴訟の意義、多数決原理にそぐわない少数者の利益の「防火壁」としての政教分離原則について陳述。土田元哉弁護士（書面 18）は、天皇即位を祝う「国民祭典」が、宗教性と動員の機能を濃厚に持つ儀式であり、民間式典と言いながら明確に国が関与したものであることを問題にした。浅野史生弁護士（書面 20、21）は、天皇制イデオロギーの歴史を整理し、それが社会的タブーを組織し、政治的弾圧を招いていることを批判、あわせて政教分離訴訟における論点を再確認した。

その後証拠調べに移る。人証に関しては、原告本人は２期日、弾圧当事者２名は採用せず、専門家に関しては補佐人としては採用せず、証人としては後日弁護団から提出予定の書面を見てから判断する、ということになった。

●専門家証人を採用せよ、原告当事者尋問の傍聴を

裁判所は、原告当事者の尋問は認めたものの、これで早々に結審にもって行こうという姿勢が見え見えだ。専門家証人の採用については、裁判が公開のものであり、直接主義・口頭主義を原則とするはずであることからしても、軽視されていいものではない。報告集会で出た意見だが、もし書面だけでことがすむのなら、たとえば大学の講義など不要であって、教科書を読みさえすればよいことになるではないか。その空間で直接に対面し、弁論を交わすことによって裁判の「公共性」が担保されるのではないのか。大げさに聞こえるかもしれないが、民事はもちろん、刑事手続きのＩＴ化さえ進もうとしている現在、裁判制度それ自体の「危機」につながる裁判所の姿勢だ。原告団としても、あらためて専門家証人を採用するよう、裁判所に対して申し入れる予定である。

さて、原告当事者尋問については、とりあえず 12 人の原告が、６人ずつ本人尋問を受けることになった。原告はもちろん、それぞれが多様な天皇制反対の思いを抱いてこの訴訟に参加しているわけだが、おおまかな傾向としていえば、１回目（５月 31 日）は宗教者など、政教分離や内心の自由の侵害という視点が強く押し出される内容になりそうで、２回目（６月 21 日）は象徴天皇制論や運動の現場における弾圧（公安のつきまといなど）被害の実態などが前面に出ることになるだろうと思う。

それぞれ２時間半の枠であり、平日昼間という時間帯ではあるが、訴訟の大きな山場となる裁判期日だ。このところ、少々傍聴者の数が寂しくなっているが、ぜひともたくさんの人が傍聴に結集して、裁判所にたいして私たちの強い意志を示しましょう。

（事務局＝新孝一）

前回期日後の傍聴者感想

＊国民祭典について もっと知りたいと思った。（ユーチューブで探すようにします）

＊雑誌『情況』が、今回、宗教問題を特集しています。青井未帆氏も書いています。編集者は東大大学院で宗教学を研究している塩野谷氏です。ご一読を。

＊証人尋問、がんばりたいです。中谷さんのバトンを受け継ぎたいです。

＊裁判長の声など、小さくて聞こえなかった。

京都・主基田抜穂の儀住民訴訟　６月６日、学者証人＆原告が証言

永井美由紀 ●京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟団　事務局

前回１月 31 日の第９回口頭弁論では、原告らの意見書が提出されるとともに証人申請が行われました。口頭弁論終了後の進行協議で、裁判所からは「事案に鑑み、人証尋問は一定程度行うべきと考えている」が、１期日の午後１回で終わられたいとの意向が示され、原告らはそれに向けて検討をすすめてきました。

4月18日2時半から開かれた第10回口頭弁論は、左陪席が交代したのに伴い、弁論更新手続きが行われました。現在の裁判所の構成は、植田智彦裁判長、向健志･大野知己裁判官、藤木勝三書記官となっています。証人申請していた原告２名と学者証人３名（憲法学から佐々木弘道東北大教授と横田耕一九州大学名誉教授の２名、歴史学から高木博志京大教授）が、予定通り証人採用されました。

また、証人尋問には速記を入れてほしい、それが無理な場合は録音データの提供をしてほしいと原告側から裁判所に要求が出されました。裁判長からは、検討のうえ近日中に原告被告双方に決定を連絡するとの応答がなされています。

高木博志京大教授からは、律令制下の国司と明治から現代までの府県知事の役割をみれば、主基国の地方長官である京都府知事の存在が大嘗祭（抜穂の儀と宮中の大嘗祭）には不可欠であることは明らかであり、地方長官が斎国・斎田の人民を代表して天皇に服属を表明する意味を持っており、京都府知事らの大嘗祭関係諸儀式などへの参列や関与は京都府民の天皇への服属の誓いの象徴になることが明らかにされます。

佐々木弘道東北大教授と横田耕一九州大学名誉教授からは、次の二点が証言されます。

①大嘗祭に国費を支出し、宮内庁に関与させて主要な国家公務員や京都府知事をはじめ各都道府県知事等を参列させたことは、国が地方公共団体を巻き込んで大嘗祭を行ったに等しく、京都府知事等の参列等は直ちに政教分離原則に違反することになる。京都府知事が国と一体となって皇室神道を特別に支持・支援し、皇室神道は特別のものであるとの印象を与える。皇室の私的行事である大嘗祭を国家行事化し、そのことによって皇室神道を援助、助長、促進し、かつ他の宗教や宗教団体に圧迫、干渉を加える効果をもたらすものであり、とうてい無害な「社会的儀礼」とはいえず、政教分離原則に違反している。

②天皇の即位に対して「公」的に祝意を表するための「社会的儀礼」は、国事行為の「即位の礼」に参列することで果たされる。それにもかかわらず、「市民社会」では一般的でない大嘗祭関連の諸々の宗教的儀式・行事に、公務員である京都府知事等がほぼ一年間にわたって事務的側面で協力し、かつ諸儀式・行事に参列しなければ果たされない「社会的儀礼」など存在するはずはなく、京都府知事らの大嘗祭関連のさまざまな事務的協力及び儀式・行事への参列は憲法に違反する。

★第１１回口頭弁論

６月６日午後１時半～４時半　京都地裁大法廷

抽選の可能性があるので、京都地裁のＨＰで事前に確認してください。

口頭弁論終了後は、京都弁護士会館地下ホールで、報告集会が予定されています。

★事前学習会を開催します

「政教分離原則ってなに！―この裁判で私たちは何を争っているか―」と題して事前学習会を開催します。分かったようで分からない「政教分離原則」、この難題をあらためて学びなおし、日本国憲法制定時にＧＨＱと日本政府の間でどのような議論 ※ がなされたのかを検証して、日本国憲法における政教分離規定の根幹を掘り下げてみようというものです。

講師は、本訴訟弁護団の中島晃弁護士。京都時代祭裁判の代理人もされています。

また、６月６日の第 11 回口頭弁論での学者証言・原告調べ等裁判の流れの解説、原告からは証言にむけての意気込みなども語っていただく予定です。

※ スタッフスタディと呼ばれる憲法制定時の千数百枚に及ぶＧＨＱと日本政府間の検討記録（英文）が国会図書館に保存されています。現在スタッフスタディの政教分離規定に関わる箇所を翻訳中です。

☆５月２８日（日）午後１時半～

京都キャンパスプラザ　第１会議室（ＪＲ京都駅前）

参加費　￥800

Zoom での参加も検討中です。

ノー！ハプサ第２次訴訟控訴審結審、5.26 に判決

山本直好 ●ノー！ハプサ訴訟事務局長

１月１７日、ノー！ハプサ第２次訴訟控訴審第６回口頭弁論が東京高裁 101 大法廷で行われました。約３年ぶりに原告らが韓国から参加し、法廷での陳述を行うとあって、この日を待ちに待っていたかのように、大法廷をほぼ埋め尽くす支援者の方が駆けつけ、用意した資料はすべて無くなりました。

開廷と同時に裁判長が「裁判所の事情で両陪席の裁判官が交代することとなった」と告げると法廷に緊張が走りました。これまで何度となく裁判長が審理の打ち切りを示唆する中、合議の結果、樋口雄一前高麗博物館館長が証人採用され、今回も原告らの法廷陳述の機会が設けられ、陪席裁判官の存在が審理を大きく左右してきました。これが判決にどう影響するかは分かりませんが、新任裁判官に韓国の遺族らの訴えを新鮮な気持ちで受け止めてもらうほかありません。

陳述に立った原告の朴南順さんは「靖國神社に父の魂がとじこめられていることを知って、私は絶望感を感じました。なんで、私の父が戦犯と一緒に合祀されなければならないのでしょうか。日本政府と靖國神社は、韓国人を強制的に動員し、死なせ、魂を閉じ込めているのです。また、植民地時代に強制された日本式氏名で合祀されているのです。父は未だに植民地時代を強制されているのです」と訴えました。

第１次訴訟原告であった太平洋戦争被害者補償推進協議会共同代表の李熙子さんは「私は今年 80 歳を超えました。これまで訴訟を手伝ってくださった弁護士の方々と支援者たちの情熱や暖かい心に支えられ、再び法廷に立ちました。父のそばに行く日も遠くない年齢で、生前に終わるかどうかも分からない戦いを続けています。できることであれば、涙や怒りと絶望に身震いするこの 30 年余りを終わらせたいが、そうすることもできず、そうしてはならないと心を引き締めています。すべての人間の命を尊重し、平和を望む切実さが込められているのです。この訴訟が私の生存権の問題だったら、とっくに諦めていたはずです。私が靖国訴訟をする理由は、家族としての義務であり、子どもの道理として人生をかけて戦っていることです。私が生きている間は、止められない戦いです」と訴えました。

韓国人靖國合祀の実態を調査した東北アジア歴史財団の南相九さんは「原告である韓国人の遺族の立場から見れば、靖国神社の韓国人合祀の問題は、日本の韓国侵略と植民地支配に対する歴史認識を問う問題であり、原告の名誉に関する問題です。日本の韓国侵略と植民地支配を美化する靖国神社に親や兄弟が合祀されたことは、残された子として、耐えられる限度を遥かに越えた屈辱だと思います」と強調しました。

最後に弁護団が最終準備書面を陳述し、「『寛容』の名の下に、弱者に対してのみ自制を求め、そのことにより強者がすでに行っている既成事実の維持が尊重され、擁護されることは許されない」と訴え、最終弁論を締めくくりました。判決は５月 26 日に言い渡されます。

報告集会では弁護団からは最終準備書面の内容について詳しく説明がありました。その重要な柱は「寛容論批判」です。この点について、弁護団長の大口昭彦弁護士は「靖國問題に関しては山口県の護国神社最高裁判決が非常に悪影響を与えている。『寛容になれ』というお説教を弱者に対してやる。靖國に関しては完全に彼らが既成事実を作って、それを押しつけている。実際、原告の皆さんが靖國神社に行くと麹町警察から警察官が来る。神社の外へ排除する。こういうことまでやられている。寛容を要求されるのは靖國神社じゃないか」と訴えました。また、セクハラ問題を例に挙げ、「最初から認められていた人格権、そんなものはない。非常に苦しい現実の中で無理解な誹謗中傷に逢いながらも負けても負けても闘い抜く、そういう人たちの努力によって今の確立された法規範がある」と遺族の人格権確立におけるノー！ハプサ訴訟の歴史的意義を強調しました。

★判決言い渡し期日
5月 26 日（金）15 時～
東京高裁 101 号法廷

山口でふたつの違憲訴訟

小畑太作 ●「合祀いやです」少数者の人権を求める会代表

山口県においては安倍元首相県民葬も実施されました。その費用の内訳は、県会計から半額、県市長会と自民党県連が各 1/4 だとか。つまり山口県民は、知事等の国葬参列費用負担に加え、県民葬では県税と市税の両方において負担を強いられた訳です。

そこで 1 月 11 日、国葬 565 名、県民葬 556 名の請求人により山口県住民監査請求を実施しました。結果は、監査期間 60 日のところ予想以上に短い 2 月 7 日に却下の結果が出されました。他県同様に監査請求の対象にはならないという訳です。ところが山口県監査委員会の場合は、却下しながら当方の違憲・違法の指摘に対して合憲・合法の主張をしました。監査委員会の身勝手なこの振る舞いに対して反論と抗議をしたいところでしたが、時間も労力もないため直ぐさま 30 日後が期限の提訴準備に入った次第です。そして、3 月 9 日に国葬は原告 116 名、県民葬 117 名で山口地方裁判所に住民訴訟を提訴しました。その後の裁判予定は未定です。また 3 月 26 日、この裁判を闘っていくために「安倍元首相の『国葬』『県民葬』に異議あり！訴訟の会」の創立総会を開催し、支援の輪を広げていくこととしました。

それともう一つ、山口県の場合として報告したいことは、国葬に際して山口県教委は県立学校に半旗掲揚を職務命令として発出したことです。全国的にも報道されたようですが、わたしが気になるのは、この戦前回帰の県教委の振る舞いに対して学校から全く声が上がらなかったことです。

▲提訴記者会見

そもそも、公的葬儀の問題の本質は、故人に対する評価以前に、特定の評価を公的なものとし全国民県民市民に押しつけている点であり、また国葬では「国家神道」すらも盛り込み押しつけている点です。すなわち憲法が保障する「思想・良心・信教」という内心の自由の侵害という問題です。

先の半旗掲揚強制は、まさにこのことが如実に表れたわけですが、声が上がらないというのは何かです。

しかしこうした実状は、既に承知していたものでした。山口県知事の山口県護国神社への公務参拝の問題です。わたしは 2014 年にこのことを知って以来、県内あちらこちらに取り組みへの協力を投げ掛けたものの反応はなく、何を隠そう、後にこの住民訴訟の支持母体となる「『合祀いやです』少数者の人権を求める会」においてすら、長らく取り組むことをためらったのです。詳細は割愛しますが、同会が知事への参拝停止要望書に名を連ねたのは、要望開始から 2 年を経た 2020 年 4 月の 5 度目の要望書からです。そうした状況ですから、当然と言えば当然に、昨秋の例大祭までに 10 回の要望書提出と 2 度の直接交渉を実施し、その都度知らせるマスコミの反応も皆無でした。ましてや住民監査請求、そして住民訴訟となれば、更なる議論は必至でした。反対の理由は、内心の自由の軽視と、声を上げることへの恐れです。換言すれば不自由と、不自由への慣れです。

結果、事務局を移転し、代表を交代し、「『合祀いやです』少数者の人権を求める会」は支持母体として、昨年末に住民監査請求の請求人募集を開始、3 月 7 日に少数 12 名による住民監査請求を実施、監査委員会は 3 月 28 日にこれを却下、そしてこれを書いている今日 4 月 27 日知事を被告とし、更に少数の原告 8 名で住民訴訟を提起したところです。訴えの中心は憲法 20 条違反です。続いて実施した記者会見では 3 社が、その後、電話で 2 社が取材。記者たちはそれなりに、内心の自由が、自由のはじまりであり終わりであることを考えてくれたように思います。状況は 1 ミリずつですが変わっています。

裁判の目的はもちろん、自由と平和の実現です。首相等の靖国神社参拝を停止させる新たな足がかりとなることも願っています。そして経過を記したのは、この取り組み自体がそれでもあるからです。歩み続けたいと思います。

安倍靖国参拝違憲訴訟・東京 控訴審・最高裁記録集

2013 年 12 月 26 日、安倍晋三首相は、突如靖国参拝を強行。国・安倍晋三・靖国神社を被告として、633 人の原告と 15 人の弁護団による、長きにわたる裁判闘争が始まりました。

裁判は、2019 年 11 月 21 日、最高裁によって上告棄却され、終結させられてしまいましたが、一審終結後に刊行された裁判記録集の続編として、このたび『安倍・靖国参拝違憲訴訟　控訴審・最高裁記録集』が刊行されました。

前編同様、訴状や、口頭弁論における意見陳述などを網羅し、さらに、訴訟の会発行のニュース全号、詳細な索引を付し、前編を上回るボリュームになっています。

運動の肉声の詰まった貴重な資料です。ぜひご購入ください。

★ ご注文方法

ご希望の冊子と冊数、ご注文者のお名前・ご住所・電話番号を明記の上、下記までお申し込み下さい。郵便振替用紙を同封して送らせて頂きますので、事務処理上、10 日位内にお振込下さい。

即位・大嘗祭違憲訴訟の会
〒 202-0022 東京都西東京市柳沢 2-11-13
e-mail: sokudai@mail.zhizhi.net

★ 代金・送料

「安倍靖国参拝違憲訴訟・東京　控訴審・最高裁記録集」
1 部 2,500 円
「安倍靖国参拝違憲訴訟・東京　一審記録集」　1 部 2,000 円（残部僅少。品切れご容赦）
（いずれも送料込みです）

［ 会費納入とカンパのお願い ］

裁判は、いよいよ大詰めを迎えつつあります。この間も弁護団は質量ともに重厚な書面を次々と繰り出し、裁判所との折衝なども重ねています。通常相場に比べれば破格の安値ではありますが、東海では、先日まとめて弁護団への費用を支払いました（後日会計報告を掲載します）。しかし、それでもまだかなりの支払額が残ったままとなっています。

重ねてのお願いですが、原告・支援者の方は、2023 年度分の会費をお振り込みいただけますように、よろしくお願い致します。また、前年度未納の方もどうぞご送金をお願いします。

1 年分の会費は、原告 3,000 円、支援者 2,000 円です。
また支援カンパもお待ちしています。

郵便振替口座番号：00120-3-293255
加入者名：即位・大嘗祭違憲訴訟の会

［ 転居のお知らせをお願いします ］

ニュースの発送は経費削減のため、郵便ではなく宅配業者のメール便を使っています。毎回、宛先不明で返送されてくるメール便がありますので、住所を変更した場合、必ず事務局宛てお知らせ下さい。

活動日誌（2023 年 4 月―5 月）

4 月 5 日（水）　弁護団会議
4 月 7 日（水）　即大訴訟進行協議（東京地裁 709 号法廷）／弁護団会議
4 月 12 日（水）　弁護団会議／国家賠償請求裁判第 14 回口頭弁論（東京地裁 103 号法廷）／法廷後報告集会（日比谷図書文化館）
4 月 18 日（火）　京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟第 10 回口頭弁論（京都地裁）／報告集会
4 月 27 日（木）　弁護団会議／山口県の住民 8 名で、県知事の護国神社への公務参拝違憲訴訟を提起
4 月 29 日（土）　反「昭和の日」行動（新橋）デモ前集会で吉田弁護士がアピール
5 月 8 日（火）　ニュース 17 号発送／第 23 回事務局会議